

〇〇 墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算
対応についての特記仕様書

1. 墜落制止用器具（胴ベルト型）は共通仮設費に含まれるが、墜落制止用器具（フルハーネス型）は共通仮設費率に含まれないため、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業において、実際の使用にあたっては月額損料の差額を設計変更で計上できるので、希望する場合は監督員と協議すること。